

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【公表番号】特表2009-537563(P2009-537563A)

【公表日】平成21年10月29日(2009.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-043

【出願番号】特願2009-511209(P2009-511209)

【国際特許分類】

A 6 1 K 39/00 (2006.01)

A 6 1 K 39/395 (2006.01)

A 6 1 K 31/519 (2006.01)

A 6 1 P 19/02 (2006.01)

A 6 1 P 37/06 (2006.01)

C 0 7 K 19/00 (2006.01)

C 0 7 K 16/18 (2006.01)

C 0 7 K 14/705 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/00 Z N A H

A 6 1 K 39/395 V

A 6 1 K 31/519

A 6 1 P 19/02

A 6 1 P 37/06

C 0 7 K 19/00

C 0 7 K 16/18

C 0 7 K 14/705

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月14日(2010.5.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の関節リウマチの治療のための、

(i) B1ySに結合するTACI細胞外ドメイン又はその断片；及び

(ii)ヒト免疫グロブリン定常領域、

を含む融合分子を含む、医薬組成物。

【請求項2】

前記TACI細胞外ドメイン又はその断片が、配列番号1のアミノ酸残基30～110に対して少なくとも80%の同一性を有するアミノ酸配列を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記TACI細胞外ドメイン又はその断片が、配列番号1のアミノ酸残基30～110に対して少なくとも90%の同一性を有するアミノ酸配列を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記TACI細胞外ドメイン又はその断片が、配列番号1のアミノ酸残基30～110

に対して少なくとも 95% の同一性を有するアミノ酸配列を含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 5】

前記 T A C I 細胞外ドメイン又はその断片が、配列番号 1 のアミノ酸残基 30 ~ 110 に対して少なくとも 99% の同一性を有するアミノ酸配列を含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 6】

前記 T A C I 細胞外ドメイン又はその断片が、配列番号 1 のアミノ酸残基 30 ~ 110 から成る、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記 T A C I 細胞外ドメイン又はその断片が、配列番号 1 のアミノ酸残基 30 ~ 110 を含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記ヒト免疫グロブリン定常領域が、ヒト I c G の修飾された F c 部分を含み、好ましくはここで前記融合分子が T A C I - F c 5 融合分子である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 9】

前記組成物が、患者の体重 1 kg あたり約 0.01 mg ~ 約 10 mg の量で投与される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記組成物が、前記量で 12 週間間隔の間に 7 回投与される、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

前記組成物が、前記量で 12 週間間隔の間に 7 回投与され、その後前記組成物が前記量でさらに投与される、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 12】

前記組成物が、前記量で 4 週間間隔の間に 3 回投与される、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 13】

前記組成物が、前記量で 4 週間間隔の間に 3 回投与され、その後前記組成物が前記量でさらに投与される、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 14】

前記組成物が、前記量で 2 ~ 30 週間の間に隔週において投与される、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 15】

前記組成物が、第 2 薬剤と共に患者に併用投与される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 16】

前記第 2 薬剤が、ヒドロキシクロロキン、スルファラジン、メトトレキサート、レフルノミド、リツキシマブ、インフリキシマブ、アザチオプリン、D - ペニシラミン、ゴールド（経口又は筋肉内）、ミノサイクリン、シクロスボリン、コルチコステロイド、非ステロイド性抗炎症薬（N S A I D S）、サイトカイン、抗サイトカイン、及びインターフェロンからなる群より選択される、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 17】

前記組成物が、皮下、経口又は静脈内に投与される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 18】

前記患者が人間である、請求項 1 に記載の組成物。